

財団法人朽木むらおこし公社寄附行為

昭和63年8月11日

滋賀県指令市振第1317号

平成10年7月7日

改正 滋賀県指令市振第1368号

平成16年6月15日

滋賀県指令市振第14号

平成17年4月1日

滋賀県指令自振第1号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人朽木むらおこし公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県高島市朽木柏341番地3に置く。

(目的)

第3条 この法人は、朽木地域の活性化を図るため、むらおこし拠点施設の公益的利用及び効率的な運営を行いつつ地域に賦存する豊かな地域資源を活用した新しい産業を創出するとともに地域住民のコミュニティー活動と都市生活者等との交流活動を推進し、もって地域住民の福祉の向上及び産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 新しいむらづくりと山村文化の創造を図るための地域住民と都市住民との交流に関する事業
- (2) 地域住民のコミュニティーの育成に関する事業
- (3) 特産品の利活用による食文化の創造と提供に関する事業
- (4) 特産品の販路拡大のための調査研究及び普及に関する事業
- (5) 滋賀県及び高島市から受託する公の施設の管理及び運営に関する事

業

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務運営上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、滋賀県知事の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に代えて理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に理事会の議決を経て、滋賀県知事に提出しなければならない。

2 この法人に理事会の議決により特別会計をおくことができる。

3 第1項の規定は、事業計画又は収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業実績報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し監事の監査を受け、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後3月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 理事(理事長及び副理事長含む。) 9人

(4) 評議員 10人

(5) 監事 2人

2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて登記完了の日から2週間以内にその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内にその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(選任)

第14条 理事及び監事にあつては評議員会が、評議員にあつては理事会がこれを選任する。

- 2 理事は、互選により理事長及び副理事長を定める。
- 3 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産及び帳簿を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は滋賀県知事に報告すること。
 - (4) 理事会又は評議員会に出席し、意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置く。

2 顧問は、この法人に対して指導及び助言を行う。

3 顧問は、理事長が理事会及び評議員会の議決を経て選任する。

4 顧問の任期は2年とする。

(報酬等)

第18条の2 役員及び顧問は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員及び顧問には費用を弁償することができる。

3 前2項の規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第18条の3 この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第19条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、及び助言するとともに、必要に応じこの法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において次の各号に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 基本財産の処分に関する事。

(2) 事業計画及び予算の承認に関する事。

(3) 事業報告及び決算の承認に関する事。

(4) 寄附行為の変更に関する事。

(5) 解散及び残余財産の処分に関する事。

(招集)

第21条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事、評議員又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会又は評議員会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(定 足 数)

第23条 会議は、理事会にあっては理事の3分の2以上、評議員会にあっては評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事又は評議員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第26条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事経過

- 2 議事録には、出席した理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の同意を経た後、滋賀県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の同意を経た後、滋賀県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ滋賀県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

付 則

この寄附行為は、平成10年7月7日から施行する。

付 則

- 1 この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。

- 2 この寄附行為の施行の際、現に役員又は顧問である者の任期に関しては、この寄附行為による改正後の財団法人朽木村むらおこし公社寄附行為第16条第1項又は第18条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この寄附行為は、変更認可のあった日から施行する。